

第五十七条 法第四十一条第一項の環境省令で定める除去土壌の収集及び運搬の基準は、第二十三条（第四号）及び第五号並びに第六号並びに第七号を除く。）の規定の例による。

（除去土壌保管基準）

第五十八条 法第四十一条第一項の環境省令で定める保管の基準は、次のとおりとする。

- I 除去土壌の一時的な保管（以下「」の條において同じ「保管」という。）に当たつては、第十五条（第一号、第六号、第八号、第九号及び第十号から第十二号までを除く。）の規定の例による。
- II 保管は、周囲において（保管する除去土壌の荷車が直接当該周辺にかかる構造である場合においては、当該荷重に対して構造耐力上安全であるものに限る。）が設けられている場所で行つ。ただし、除染特別地域内又は除染実施区域内の土壤等に係る土壤等の除染等の措置に伴い生じた除去土壌を当該土壤等の除染等の措置を実施した土地において保管する場合は、の限りでない。  
イ 保管は、見やすい箇所に次に掲げる要件を備えた掲示板が設けられている場所で行つ。ただし、前号ただし書に規定する場合は、の限りでない。  
（イ）縦及び横それぞれ六十センチメートル以上である。

ロ 次に掲げる事項を表示したものでなければならない。

- (1) 除去土壌の保管の場所である旨
- (2) 緊急時にやける連絡先
- (3) 屋外において除去土壌を容器を用いて保管する場合においては、第一号の規定によるもの例による。ただし、第十五条第一号ロに規定する面積のうち裏面のもの

四 除去土壌の保管に伴い生ずる汚水による保管の場所の周囲の地下水の水质への影響の有無を判断するため、以下の場所から採取された地下水の水质検査を次により行つ。ただし、第一号ただし書に規定する場合は、の限りでない。

イ 保管開始前に事故由来放射性物質について第二十四条第一項第三号イの環境大臣が定める方法により測定し、かつ、記録する。

ロ 保管開始後、事故由来放射性物質について第二十四条第一項第三号イの環境大臣が定める方法により定期的に測定し、かつ、記録する。

五 保管場所等境界において、放射線の量を第十五条第一号の環境大臣が定める方法により定期的に測